ロ　イの対応が可能な日時 ハ　届出者の組織の体制を示した図 ニ　健康被害に関する情報の収集、評価、行政機関への提供等に関するフローチャート	六　その他の必要な事項

次に掲げる事項を記載した資料を内閣総理大臣が告示で定めるところにより提出する。

イ　商品名

ロ　届出に係る食品の次のいずれかの区分

(1)　天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品

(2)　(1)以外の加工食品

(3)　生鮮食品

ハ　ロの区分の選択に当たって、ロ(2)として届出を行う場合は、ロ(1)に該当しない合理的な理由

ニ　健康増進法施行規則第十一条第二項に規定する栄養素の過剰な摂取につながらないとする理由

ホ　販売開始予定日

別表第二十七（第二条関係）

遵守事項	遵守内容
一　安全性及び機能性の根拠に関する事項	届出に係る機能性関与成分の安全性及び機能性についての新たな知見が得られたときは、その旨及び当該知見の内容を遅滞なく消費者庁長官に報告すること。
二　生産・製造及び品質の管理に関する事項	一　届出に係る食品の製造施設及び従業員の衛生管理が別表第二十六の四の項イにより届出された体制により（同表の六の項ロ(1)により、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届出をした届出者にあっては、内閣総理大臣が告示で定める基準に即して）製造又は加工されていること。 二　届出に係る食品の機能性関与成分を含有する原材料の規格書等（機能性関与成分を含有する原材料について、当該機能性関与成分の由来を確認することが品質管理上重要である場合においては当該由来を確認する方法及び確認頻度に関する資料を含む。）について届出者において適切に保管していること。 三　届出に係る食品の規格について次に掲げる事項を確認していること。 イ　食品衛生法第十三条第一項及び第三項の規定に基づき定められた食品の基準及び規格に適合していること。 ロ　機能性関与成分の成分量の規格の下限値（ただし、安全性を確保する上で必要な場合にあっては、下限値及び上限値）が適切に定められていること。

［表を加える。］